# 商品概要説明書

ジャックスローン (多目的)

(令和7年4月1日現在)

商品名	ジャックスローン (多目的)	
ご利用いただける方	○個人の方。 ○お借入時の年齢が満 20 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 70 歳以下の方。 ○安定・継続した収入のある方。 ○過去に不渡り、延滞等の事故がない方。 ○株式会社ジャックスの保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。	
資金使途	○生活に必要とする資金とし、資金使途の確認可能なものとします。 ただし、事業性資金・投機性資金・不動産購入資金・借入金返済資金等の資金は除 きます。	
借入金額	○10万円以上 500万円以内(1万円単位)とし、所要金額の範囲内とします。	
借入期間	○6ヶ月以上 10 年以内(1ヵ月単位)とします。	
借入利率	<ul> <li>○固定金利型 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ※お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利 (住宅ローンプライムレート)により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、 10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。</li> <li>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</li> </ul>	
返済方法	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。	
担保	○不要です。	
保証人	○当 J A が指定する保証機関(株式会社ジャックス)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。	
保証料	○分割後払方式 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料はお借入金利に含まれます。	

	○ご希望により当 J A所定の団体信用生命共済(保険)のいずれかにご加入いただけます。					
団体信用生命 共済(保険)						
	なお、共済掛金は、選択される団体信用生命共済(保険)の種類によりお借入れ利					
	率は下表記載の加算利率分高くなります。					
	団体信用生命共済(保険) 加算利率					
	団体信用生命共済(特約なし) 年0.30%					
	長期継続入院特約付団体信用生命共済 年0.40%					
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済 年0.45%					
9 大疾病補償保険	○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年0.62%					
手数料	<ul> <li>○新規事務取扱手数料…5,500円(税込)</li> <li>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料が必要です。</li> <li>① 全額繰上返済の場合・・・3,300円(税込)</li> <li>② 一部繰上返済の場合・・・3,300円(税込)</li> <li>○インターネットバンキングによる一部繰上返済の場合</li> <li>①繰上返済手数料は無料です、</li> <li>②約定返済後の残高の90%が、1回あたりの返済上限額です。</li> <li>③ 1回あたりの返済下限額は10,000円です。</li> <li>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,500円(税込)の条件変更手数料が必要です。</li> </ul>					

### ○苦情処理措置

本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 J A本支店またはリスク管理部審査課(電話:042-666-6511)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

また、JAバンク相談所(電話: 03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。

#### ○紛争解決措置

外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。

## 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容

名称	電話番号	受付日	受付時間
東京弁護士会	03-3581-0031	月~金(祝日、	9:30~12:00
紛争解決センター	03-3301-0031	年末年始を除く)	13:00~15:00
第一東京弁護士会	03-3595-8588	月~金(祝日、	10:00~12:00
仲裁センター	03-3393-6366	年末年始を除く)	13:00~16:00
第二東京弁護士会	第二東京弁護士会 03-3581-2249		9:30~12:00
仲裁センター	03-3301-2249	年末年始を除く)	13:00~17:00

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という。)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム 等により、共同して解決に当ります。
- ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。 具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。

### その他

- ○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関(株式会社ジャックス)において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ○印紙税が別途必要となります。
- ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。